

# 人権啓発コーナー No.34

## 差別のない明るいまちを

### インターネットと人権

手に入れることができます。  
また、シヨッピングやチケットの予約、ゲームなどのイベントに参加することもできます。  
○「ホームページ」や「掲示板」を利用することで、簡単に自分の意見や情報を発信し、公開することができます。



#### ◆インターネットによる人権侵害

私たちの生活を豊かに、そして便利にしてくれるものの一つにインターネットがあります。  
2009年には、日本におけるインターネット利用者は9400万人にも達しています。特に10代後半の個人利用率は96%を超えていて、インターネットは、私たちが生活していく上で、なくてはならないものとなっております。

#### ◆インターネットの特徴

○どんなに遠くにいる人でも、時間や場所などを気にすることなく、会話や情報のやり取りができます。  
○自分が知りたい情報を簡単に、

れのある違法・有害情報にもつながっていることに注意しなければなりません。  
特に、親は、子どものインターネット利用に関する問題に大きな関心と注意を払う必要があります。子どもがインターネットを利用する場合、最も多いのが携帯電話によるもので、「出会い系サイト」の被害者の83%が児童という実態があります。親にとっては、携帯電話は持ち運びができて、すぐに連絡が取れる「とても便利な電話機」という認識ですが、子どもたちは、携帯電話はインターネットに接続して携帯サイトを見たり、メールを送ったりする「手軽に持ち運びができるコンピュータ」という認識をもっています。

一方、このように便利なインターネットも、その特徴が悪用されると凶器にもなりかねません。例えば、「メール」・「掲示板」を利用したいじめ・誹謗中傷などの人権侵害や不正アクセスによる架空請求等の詐欺・悪徳商法、さらには、「自殺サイト」や「出会い系サイト」を悪用した犯罪などの重大な社会問題が後を絶たないのが現状です。

#### ◆どう対処するか

さらに、インターネットは、利用者にとって有益な情報だけでなく、違法な薬物販売やわけつけ画像、さらには、利用者をさまざまな犯罪に巻き込む恐

親は、インターネットについて、その認識の違いや有害性を知った上で、子どもが安全に利用できるようにするために、常に利用状況を把握し、適切に指導・管理をする必要があります。インターネットの違法・有害情報から子どもを守る対策としては、フィルタリング（閲覧制限機能）を設定すると同時に、アクセスしないサイトを決めるなどの利用ルールについて、子どもと話し合いをしておくことも有効でしょう。

#### ◆利用者のマナー



○インターネットの世界は、公共の場です。自分ひとりで操作していても、パソコン画面の向こうには他人がいることを意識しながら利用しましょう。

○ホームページは見ず知らずの誰もが多数閲覧します。違法な情報や他人を傷つける内容を掲載することは許されません。

○他人の個人情報、写真や文書などの著作物を無断で掲載することはプライバシーや著作権の侵害という違法行為になります。

○掲示板での書き込み、メールのやり取り、ネットゲームの際には、お互いを尊重する気持ちを忘れずに、インターネットを利用しましょう。

○インターネットの利用状況はすべて記録されています。匿名ではあっても、プロバイダや警察は、記録から追跡して加害者を特定できます。

#### ◆人権侵害にあったら

インターネットの「ホームペ

ージ」や「掲示板」上で、プライバシーの侵害や誹謗・中傷の書き込みなど人権侵害を受けた場合は、情報の発信者のサイトと管理者・プロバイダ等に対して記事の削除要請ができます。  
○もし、要請に応じてくれない場合や削除の仕方が分からない場合は、徳島地方事務局へ相談しましょう。  
(電話)088-622-4171  
○ネット上で困ったことが起きたら、警察庁の「インターネット安全・安心相談」サイトで、対応策を調べてみましょう。  
○ネット上で犯罪被害にあったり、あいそようになったりした場合は、徳島県警察本部の「サイバー犯罪相談窓口」へ連絡し、相談しましょう。  
(電話)088-622-3101

○財団法人インターネット協会が運営しているインターネット上の違法・有害情報の受付窓口である「インターネット・ホットラインセンター」に、携帯電話やパソコンを通して通報すれば、警察庁や法務省などの人権擁護機関とも連携しています。

#### 参考・引用文献

「人権ポケットブック」  
人権教育啓発推進センター発行